三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐七一四三の一、七一五〇の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村葛島二二三八の二、二四六一、二四七一の一、二四七四、二四八〇、二四八二の一・二五〇一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
葛島二四六一・二四七一の一・二四七四・二四八〇・二四八二の一・二五〇一の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町福島七八三四の二（次の図に示す部分に限る。）、七八四一、七八四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
福島七八三四の二（次の図に示す部分に限る。）、七八四一、七八四二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年三月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字峠ノ沢二八五四の一二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十七号

補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。
平成二十四年三月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦
表補助金等の予算科目の欄中「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金及び指導監督交付金（港整備交付金に係るものを除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金及び指導監督交付金（港整備交付金（港整備交付金を除く。）に限る。）、林野庁及び水産庁の所掌に係るものを除く。）」に改める。
表事務の内容の欄第二十号中「規定」の下に「による補助事業等」を加える。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。
2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号の規定は、平成二十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから適用する。

○農林水産省告示第八百十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務について、平成二十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから、東北農政局長、関東農政局長及び北陸農政局長に委任したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。
平成二十四年三月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

補助金等の予算科目	事務の内容
東日本大震災復興交付金	一　法第五条の規定による補助金等の交付申請書の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、補助金等の交付の申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理及び審査並びに必要に応じて行う現地調査等